

産総研シーズ活用可能性試験調査研究支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 産総研シーズ活用可能性試験調査研究支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付については、この要綱で定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 公益財団法人ふくい産業支援センター(以下「財団」という。)は、国立研究開発法人産業技術総合研究所(以下「産総研」という。)と福井県内企業とでマッチングできたシーズとニーズをより発展させ事業化していくために、共同研究に向け産総研のシーズを活用した可能性試験調査研究(F S)を実施するものに対して補助金を交付する。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、福井県内に本社または主たる事業所を有する企業であること。

(補助対象事業)

第4条 補助金交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、産総研保有のシーズ及び知的財産を活用した研究開発・調査事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業に要する経費(消費税及び地方消費税を除く)であって、別表の補助対象経費の欄に掲げる。

(補助金額等)

第6条 補助金額等は次のとおりとする。

(1) 中小企業(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する「中小企業者」)。但し、みなし大企業を除く。

補助対象経費の3分の2以内、100万円を上限とする。

(2) 大企業(みなし大企業を含む)。

補助対象経費の2分の1以内、100万円を上限とする。

2 この要綱において「みなし大企業」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

(1) 発行済株式の総数または出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者。

(2) 発行済株式の総数または出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者。

(3) 大企業の役員または職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、財団が定める申請期間内に補助金交付申請書(様式第1号)に、財団が必要と認める書類等を添えて、財団に提出しなければならない。

(交付の決定)

第8条 財団は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、必要に応じて、審査委員会の意見を聞いてその内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付を決定し、補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 財団は、前項の補助金の交付の決定に際して必要な条件を付することができる。

(補助事業の内容又は経費の配分の変更等)

第9条 前条の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、次の各号に該当するときは、あらかじめ補助事業変更承認申請書(様式第3号)を財団に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業に要する経費の配分の変更を、別表の経費区分欄の区分間でいずれか低い額の20%を超えて行おうとするとき。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助の目的及び補助事業の能率に影響を及ぼさない範囲の原材料等の数量・規格の変更、機械等の仕様の変更、その他補助事業の細部の変更を行う場合を除く。

2 財団は、前項の申請に係る承認に当たっては、必要に応じ条件を付し、変更の指示をすることができる。

(補助事業の中止または廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止または廃止しようとするときは、補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を財団に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第11条 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、または補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに補助事業遅延等報告書(様式第5号)を財団に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告書の提出)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、または第10条の規定により廃止の承認を受けたときは、その日から起算して20日を経過した日または2月末日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書(様式第6号)に、財団が必要と認める書類を添えて提出するものとする。

(補助金の額の確定)

第13条 財団は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合には、速やかにその内容を審査し、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その内容を補助金額確定通知書(様式第7号)により、補助事業者に通ずるものとする。

(補助金の請求)

第14条 補助事業者は、前条の規定により補助金の額の確定通知を受けたときは、補助金精算払請求書(様式第8号)により、財団に補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の支払)

第15条 財団は、前条の規定による補助金の交付の請求を受けた場合は、速やかにその内容を確認し、補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消)

第16条 財団は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助対象の要件を満たさなくなったとき。

(2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、その他この要綱またはこれに基づく財団の指示に違反したとき。

(3) 産総研保有のシーズ及び知的財産の活用をしないとき、または活用する意思が認められないとき。

(4) 補助事業を実施しないとき、または実施する意思が認められないとき。

(5) 補助事業を中止し、継続して実施する見込みがないとき。

(6) 補助金を補助の目的外に使用したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第17条 財団は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その部分について交付した額の返還を命ずるものとする。

(補助金の経理)

第18条 補助事業者は、補助事業に係る経理を他の経理と区分し、当該収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を交付決定の通知を受けた日の属する会計年度の終了する日から5年間、保存しなければならない。

(成果の発表)

第19条 財団は、補助金の交付を受けて行った事業の成果について必要があると認めるときは、当該補助事業者に成果を発表させることができる。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

この要綱は、平成29年5月2日から施行する。

別表

補助対象経費一覧

| 経費区分 | 補助対象経費 | 内容 |
|------|------------|--------------------------------|
| 研究費 | 直接研究費 | 機械装置費、原材料費、消耗品費、試験外注費（加工費含む）等 |
| | 産総研委託費 | 産総研との技術コンサルティングまたは共同研究に関する委託経費 |
| 調査費 | 技術・市場動向調査費 | 図書資料費、調査外注費、旅費等 |
| | 事業化連携調査費 | |